

様

五ヶ瀬町長



介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消（効力停止）通知書

年 月 日付け第 号で指定した事業者について、介護保険法第115条の45の9の規定により、次のとおり指定の取消（効力停止）をしましたので通知します。

記

- 1 事業者名
- 2 事業所の所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 サービスの種類等
- 5 取消（効力停止）の理由
- 6 指定取消（効力停止）年月日 年 月 日
（効力停止の期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

教 示

- 1 審査請求について
この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、五ヶ瀬町に対して審査請求をすることができます。
- 2 取消訴訟について
処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する採決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五ヶ瀬町を被告として、提起することができます。この場合、訴訟において五ヶ瀬町を代表する者は五ヶ瀬町長となります。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この決裁を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。